国営南紀用水二期土地改良事業（国営流域治水対策）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面

国営南紀用水二期土地改良事業（国営流域治水対策）における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1　事業費及び事業費の負担区分の予定

（1） 国営事業費　　15,500百万円（令和６年度単価。ただし、物価変動により将来変動することがある。）

（2） 負担区分の予定

工事の区分	国庫負担	県負担	市町負担	地元負担
島ノ瀬ダム	$\frac{200}{300}$	$\frac{90}{300}$	$\frac{10}{300}$	―
辺川頭首工、岩代揚水機、東本庄揚水機、芳養・熊岡揚水機、芳養第２段揚水機、東岩代揚水機、南部幹線用水路、岩代支線用水路、東本庄支線用水路、熊岡支線用水路、芳養支線用水路、水管理施設	$\frac{200}{300}$	$\frac{64}{300}$	$\frac{24}{300}$	$\frac{12}{300}$

2　土地改良法第90条の規定による市町負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の田辺市及び日高郡みなべ町は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第９項の規定により、当該市町が負担する負担金を和歌山県に対して負担する。

3　土地改良法第90条の規定による地元負担金の納入方法

本事業の区域を地区とする南紀用水土地改良区は、法第90条第４項の規定により和歌山県が法第３条に規定する資格を有する者に対する負担金に代えて当該土地改良区からこれに相当する額として徴収する金銭を和歌山県の定める条例に従い負担する。

4　市町及び地元負担金の支払期間の始期

本事業に係る負担金の支払期間の始期は、本事業が完了した年度の翌年度の初日とする。

ただし、本事業の完了する以前において、本事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき、本事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生したと認められる場合は、当該施行地域内にある土地の一部に係る部分の額については、原則としてその利益の全てが発生した年度の翌年度の初日とする。

5　地元負担の予定基準

南紀用水土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課する。

6　特別徴収金

本事業の施行に係る地域内の土地につき法第３条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の３第３項の規定による公告があった日から起算して、８年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定した用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、法第90条の２の規定により特別徴収金を徴収されることがある。